令和４年９月２０日

郡市区等医師会長　殿

一般社団法人大阪府医師会
会長　高　井　康　之
（公印省略）

後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る
費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について

後期高齢者医療制度については、必要な配慮措置（外来受診において、施行後３年間、１か月の負担増を最大でも 3,000 円とする措置）を設けつつ、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を２割とし、令和４年 10 月１日より施行されます。

今般、診療報酬明細書等の特定疾病療養（マル長）の記載について、取扱いを変更する旨通知されましたので、ご連絡いたします。

公費負担医療及び特定疾病療養（マル長）については、すでに制度ごとに別の上限等が設けられていることから、同一の医療機関の受診であっても、窓口での配慮措置の対象とはならない取扱いとなっております。（令和４年８月２９日付け「後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る医療機関等向けの周知事項について」の添付資料（厚生労働省保険局高齢者医療課事務連絡）の別添１の５ページをご参照ください。）

現在、「後期高齢者医療特定疾病療養受療証」を提示又は「後期高齢者医療特定疾病療養受療証情報」を提供した患者の自己負担額が、１万円を超えた場合に限り、レセプトの特記事項に「02：長」と記載する取扱いとなっておりますが、窓口負担割合が２割である患者（特記事項「４１　区分カ」に該当）については、外来療養に係る自己負担額（外来療養費の２割相当分）が１万円以下の場合であっても、特定疾病療養（マル長）の対象であり、窓口での配慮措置の対象とならない患者であることを示すために、配慮措置が適用される期間（令和４年 10 月診療分から令和７年９月診療分まで）については、自己負担額が１万円以下である場合であっても、レセプトの特記事項に「02：長」を記載する取扱いに変更するものです。

公費負担医療等は、窓口での配慮措置の対象とはなりませんが、この場合も、保険者において１か月の外来での自己負担額を合算し、後日、１か月の負担増を 3,000 円までに抑えるための差額を払い戻します。

また、厚生労働省保険局医療課より、下記の疑義解釈資料が示されております。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

■「後期高齢者医療制度における一部負担金の負担割合の見直しに係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載について」に関する疑義解釈資料

問１　今般の診療報酬明細書等の記載方法の見直しに伴い、保険医療機関等の作業は具体的にどのように変わるのか。また、保険医療機関等のシステム改修はどのように行うのか。

（答）後期高齢者医療特定疾病療養受療証（以下「特定疾病療養受領証」という。）を提示又は特定疾病療養受療証情報を提供した患者について、従来、患者の負担額が１万円を超えた場合のみ、診療報酬明細書等に特記事項「02 長」を記載することとしていたが、今般、窓口負担割合が２割である患者（特記事項「41 区カ」に該当）については、外来療養に係る自己負担額（外来療養医療費の２割相当分）が１万円以下である場合においても、特記事項「02 長」を記載することとした。

　また、レセプトコンピュータ等を導入している保険医療機関等においては、２割負担の導入に伴う一連の改修において、当該レセプトコンピュータ等の業者により必要な対応が行われることとなるよう、一般社団法人保健医療福祉情報システム工業会（JAHIS）宛て同会会員各位に対し周知を依頼している。

問２　窓口負担割合が２割である患者について、特定疾病療養受療証を有すること等を保険医療機関等が把握していない場合、どのように取り扱うのか。

（答）特定疾病療養受領証については患者本人から提示等があった場合に各保険医療機関等で所要の対応を行っているものであり、保険医療機関等から患者に対して積極的に特定疾病療養受療証の確認を行うことを求めているものではないところ、今回の見直し後においても、従来どおり、患者本人の提示等により保険医療機関等が把握している場合に対応すればよい。

　なお、保険医療機関等が把握していない場合であっても、後日精算されることから、患者本人や当該保険医療機関等に不利益が生じるものではない。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課　電話 06-6763-7001